

特定非営利活動法人 日本文化芸術交流機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本文化芸術交流機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目4番1号 井の頭ビル6F606号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、先人たちが長い間築いてきた日本人の共通の遺産である文化芸術を次の世代に伝えていくため各種イベントを開催。茶道を中心に華道、香道、装道の本質的価値や魅力の情報を国内外に発信し交流の場を設け、以って、日本の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 日本の文化芸術の教育・普及・学習支援に関する事業
- (2) 日本の文化芸術の国内外への情報発信事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むもの

とし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び監事

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上2人以内
2. 理事のうち1人を理事長とする。

(評議員及び顧問、相談役)

第13条 この件は理事会の決議で、評議員及び顧問、相談役を置くことができる。

2. 評議員及び顧問、相談役は、理事会の推薦により、理事長が委託する。
3. 評議員及び顧問、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含ま

れ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の総会は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつた

とき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名又は署名しなければならない。

第6章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 会計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄を

しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前条の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、

所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 黒川 圭以子
理 事 落合 徳幸
理 事 土屋 寿洋
監 事 桑名 玲
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	2,000円	団体	10,000円
賛助会員	個人	1,000円	団体	5,000円

(2) 年会費

正会員	個人	3,000円	団体	6,000円
賛助会員	個人	1口 1,000円 (10口以上)		
	団体	1口 5,000円 (10口以上)		

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 日本文化芸術交流機構

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)

各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	クロカワケイコ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	理事長
		黒川圭以子			
2	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	オチアイノリュキ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	理事
		落合徳幸			
3	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	ツチヤトシヒロ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	理事
		土屋寿洋			
4	<input checked="" type="checkbox"/> 理事 <input checked="" type="checkbox"/> 監事	クワナサトシ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	監事
		桑名玲			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和6年度

事業計画書

特定非営利活動法人 日本文化芸術交流機構

1 事業実施の方針

設立初年度である令和6年度は、日本の芸術文化の教育・普及・学習支援に関する事業及び日本の芸術文化の国内外への情報発信事業を広く実施する

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 3600千円 】)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
日本の芸術文化の教育・普及・学習支援に関する事業	和の心を養う講座である茶道・華道・香道の口座セミナーの実施。	5月、8月、10月の3回実施	東京都武蔵野市	4人	武蔵野地域一般市民	90人	600千円
日本の芸術文化の国内外への発信事業	アラブ首長国連邦のドバイ、モナコ公国のモナコ市内に茶堂、香道の専門家を派遣し実技、実演指導の実施。	9月に実施	ドバイ市 モナコ市	3人	ドバイ市 モナコ市 の日本に 関心のある 一般市民	200人	1200千円

(2) その他の事業は実施せず。

令和7度

事業計画書

特定非営利活動法人 日本文化芸術交流機構

1 事業実施の方針

令和7年度では、設立初年度である令和6年度に引き続き、日本の芸術文化の教育・普及・学習支援に関する事業及び日本の芸術文化も国内外への発信事業を実施し、それぞれ事業規模を拡大し、事業活動の拡大を図り、より多くの人たちに活動への賛同と理解を深める活動を展開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 3600千円 】)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
日本の芸術文化の教育・普及・学習支援に関する事業	和の心を養う講座である茶道・華道・香道の口座セミナーの実施。	5月、8月、10月の3回実施	東京都武蔵野市	5人	武蔵野地域一般市民	140人	900千円
日本の芸術文化の国内外への発信事業	アラブ首長国連邦のドバイ、モナコ公国のモナコ市内に茶堂、香道の専門家を派遣し実技、実演指導の実施。	9月に実施	ドバイ市モナコ市	6人	ドバイ市モナコ市の日本にの関心のある市民	300人	2700千円

(2) その他の事業は実施せず。

令和6年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 日本文化芸術交流機構

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
[A]	経常収益		4,801,000
1	受取会費		1,100,000
	正会員受取会費	400,000	
	賛助会員受取会費	700,000	
2	受取寄附金		1,600,000
	受取寄附金	900,000	
	施設等受入評価益	700,000	
3	受取助成金等		1,000,000
	受取補助金	1,700,000	
4	事業収益		1,100,000
	事業収益 日本の芸術文化の教育・普及・学習支援に関する事業	500,000	
	事業収益 日本の芸術文化の国内外への情報発信事業	600,000	
5	その他の収益		1,000
	受取利息	1,000	
経常収益計			4,801,000
[B]	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		600,000
	給料手当	400,000	
	役員報酬		
	退職給付費用	100,000	
	福利厚生費	100,000	
	(2) その他経費		1,800,000
	会議費	150,000	
	旅費交通費	1,200,000	
	施設等評価費用	250,000	
	減価償却費	100,000	
	印刷製本費	100,000	
事業費計			2,400,000
2	管理費		2,310,000
	(1) 人件費		600,000
	役員報酬		
	給料手当	400,000	
	退職給付費用	100,000	
	福利厚生費	100,000	
	(2) その他経費		1,710,000
	消耗品費	130,000	
	水道光熱費	300,000	
	通信運搬費	180,000	
	地代家賃	600,000	
	旅費交通費	400,000	
	減価償却費	100,000	
管理費計			2,310,000
経常費用計			4,710,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			91,000
[C]	経常外収益		0
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経常外収益計			0
[D]	経常外費用		0
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			91,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		66,180
次期繰越正味財産額③-④+⑤			87,180

令和7年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 日本文化芸術交流機構

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
【A】	経常収益		7,201,000
1	受取会費		1,500,000
	正会員受取会費	600,000	
	賛助会員受取会費	900,000	
2	受取寄附金		2,300,000
	受取寄附金	1,300,000	
	施設等受入評価益	1,000,000	
3	受取助成金等		1,700,000
	受取補助金	1,700,000	
4	事業収益		1,700,000
	事業収益 日本の芸術文化の教育・普及・学習支援に関する事業	800,000	
	事業収益 日本の芸術文化の国内外への情報発信事業	900,000	
5	その他の収益		1,000
	受取利息	1,000	
経常収益計			7,201,000
【B】	経常費用		
1	事業費		900,000
	(1) 人件費		900,000
	給料手当	600,000	
	役員報酬		
	退職給付費用	150,000	
	福利厚生費	150,000	
	(2) その他経費		2,700,000
	会議費	300,000	
	旅費交通費	1,600,000	
	施設等評価費用	400,000	
	減価償却費	200,000	
	印刷製本費	200,000	
事業費計			3,600,000
2	管理費		3,550,000
	(1) 人件費		900,000
	役員報酬		
	給料手当	600,000	
	退職給付費用	150,000	
	福利厚生費	150,000	
	(2) その他経費		2,650,000
	消耗品費	350,000	
	水道光熱費	400,000	
	通信運搬費	500,000	
	地代家賃	700,000	
	旅費交通費	550,000	
	減価償却費	150,000	
管理費計			3,550,000
経常費用計			7,150,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ……①			50,000
【C】	経常外収益		0
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経常外収益計			0
【D】	経常外費用		0
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ……②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ……③			50,000
	法人税、住民税及び事業税 ……④		70,000
	前期繰越正味財産額 ……⑤		67,180
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			67,180

書式第6号(法第10条関係)

特定非営利活動法人 日本文化芸術交流機構 JCA 設立趣旨書

日本人の共通の遺産である文化、芸術を次の世代に守り伝えていくことは、現代に生きる私たちにとって重要な使命といえます。我が国は、戦後の高度成長期を経て成長を実現し、国際社会においてリーダーと称される存在でした。

しかしながら、目覚ましい経済発展とは裏腹に、「文化、芸術」といった先人たちが長い間築いてきたものが、希薄になりつつあります。生活様式の変化やマーケットの縮小など、文化芸術を取り巻く社会環境は厳しさを増すと同時に、地球規模でボーダレス化が進んでいます。日本国を形づくってきた精神的支柱が失われつつあることは、日本人として拠って立つ基盤を消滅させていくことになりかねません。日本社会の礎となってきた伝統、そこから育まれた文化芸術は、日本人はもとより世界中の人々にとって、文化芸術のみならず経済的にも大きな価値を持つものと認識しています。

文化芸術の豊かさは、その国の豊かさの象徴と言えます。私たちは、これまで任意団体として、日本の文化芸術の大切さを、多くの方に知ってもらうための活動に取り組んできました。武蔵野市吉祥寺に本部を置き、主たる教室&スタジオとして、和の心を伝えるべく茶道をはじめ華道、香道の講座を開催。海外においても平成17年(2005年)よりウィーン、バチカン市国等で定期的なお茶会を開催。昨年はUAE(ドバイ)、本年はモナコにて文化交流に尽力しております。

世界に誇れる日本文化に、日本人でありながら触れる機会が少なくなりつつある今、日本の素晴らしさを国内外に広めていくことを目指します。私たちは、こうした活動を多くの人々の賛同と協力を得て、更に広げて行きたいと考えています。当法人(JCA)は、芸術・文化の本質的価値や魅力を伝え、広く情報を提供、各種イベントの実施を通じて国内外の交流を深め、以って日本の芸術文化の振興に寄与することを目的とします。そのために、東京都認証・特定非営利活動法人としての活動が望ましいと考え、設立の申請に至りました。

■申請に至るまでの経過

昭和54年(1979年)に「ニッポンオリジナルプランニング(NOP ノップ)」を武蔵野市吉祥寺に設立
[REDACTED]。令和2年(2020年)3月、「日本の伝統文化を守る会」を立ち上げ国内外で活動

令和 6年 2月 26日

設立代表者 黒川 圭以子